

事 業 概 要

福 祉 政 策 課

事 業 名	内 容																
<p>地域医療介護総合確保 基金積立金</p> <p style="text-align: right;">1, 014, 034 千円</p> <p> 国 675, 909 財 169 - 337, 956 </p>	<p>1 目的 医療介護総合確保促進法に基づき策定した秋田県計画（平成27年度）に掲げる事業を実施するため、国の医療介護提供体制改革推進交付金（※）を活用し、地域医療介護総合確保基金を積み立てる。</p> <p style="text-align: center;">※ 消費税増収分を財源とする交付金</p> <p>2 対象事業</p> <p>(1) 介護施設等の整備に関する事業 地域密着型の特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護サービス施設・事業所などの介護サービス提供体制の整備を促進するための事業</p> <p>(2) 介護従事者の確保に関する事業 介護従事者の確保に向けた、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」に資する事業</p> <p>3 内訳</p> <p>(1) 元金（国：県負担割合 2/3：1/3）</p> <p style="text-align: right;">1, 013, 865千円</p> <p style="text-align: right;"> 上記交付金国負担 675, 909千円 県負担 337, 956千円 </p> <p style="margin-top: 20px;">○ 基金積立金の内容 （単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">内 容</th> <th style="width: 20%;">基金積立金</th> <th style="width: 20%;">国負担</th> <th style="width: 30%;">県負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護施設等整備分</td> <td style="text-align: right;">883, 969</td> <td style="text-align: right;">589, 312</td> <td style="text-align: right;">294, 657</td> </tr> <tr> <td>介護従事者確保分</td> <td style="text-align: right;">129, 896</td> <td style="text-align: right;">86, 597</td> <td style="text-align: right;">43, 299</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right;">1, 013, 865</td> <td style="text-align: right;">675, 909</td> <td style="text-align: right;">337, 956</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 運用利息 平成27年度運用益見込み 169千円</p>	内 容	基金積立金	国負担	県負担	介護施設等整備分	883, 969	589, 312	294, 657	介護従事者確保分	129, 896	86, 597	43, 299	計	1, 013, 865	675, 909	337, 956
内 容	基金積立金	国負担	県負担														
介護施設等整備分	883, 969	589, 312	294, 657														
介護従事者確保分	129, 896	86, 597	43, 299														
計	1, 013, 865	675, 909	337, 956														

秋田県地域医療介護総合確保基金の概要

目的

地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、基金を設置する。

5つの柱 (対象事業)

目指すべき方向

関連する計画等

実施する主な事業例

※ 都道府県計画は、医療計画及び介護保険事業支援計画との整合性を図ること。(国の総合確保方針より)

H26年度の対象事業は医療分だけであったが、H27年度以降は介護分を含む全ての事業が対象となる。
H27年度計画事業は、国が示す事業例を参考に、市町村や医療・介護の関係団体等からの事業提案を反映し策定。

<介護分>

介護サービスの施設・設備整備

【介護保険事業支援計画より】
個人の尊厳とプライバシーに配慮した施設整備
・地域に密着した小規模施設の整備
・施設の個室・ユニット化の推進 など

H26年度 第6期介護保険事業支援計画
及び第7期老人福祉計画の策定
(計画期間:H27~H29)

○ 介護施設等の整備に関する事業

- ・地域密着型の特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護サービス施設・事業所などの整備に対する支援
- ・介護施設の開設準備に要する経費等への支援
- ・特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善

介護従事者の確保

【介護保険事業支援計画より】
介護人材の育成と確保
・介護支援専門員、介護員、社会福祉・介護福祉士の確保 など

※H27年度以降、介護保険事業支援計画に沿って介護施設整備や介護人材の確保を図る事業を実施

○ 介護従事者の確保に関する事業

- ・参入促進
介護人材のすそ野の拡大、参入促進のための研修支援、マッチング機能の強化 など
- ・資質の向上
介護人材キャリアアップ研修支援、地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上、認知症ケアに携わる人材の育成 など
- ・労働環境・処遇の改善
管理者等に対する雇用改善方策の普及、介護ロボット導入支援、施設内保育施設の運営支援 など

<医療分>

病床の機能分化・連携

【医療計画より】
いつでもどこでも受けられる医療体制づくり
・地域医療提供体制の充実
・診療情報の共有化による医療連携 など

H26. 10月～ 病床機能報告制度
H27年度 地域医療構想の策定

※H28年度以降、地域医療構想に沿って、医療機能の分化と連携を図る事業を実施

○ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・がんの医療体制における空白地域の施設・設備整備
- ・地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進
- ・病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備 など

在宅医療の推進

【医療計画より】
円滑な在宅療養移行に向けて退院支援が可能な体制、日常の療養支援が可能な体制、急変時の対応が可能な体制、患者が望む場所での看取りが可能な体制の整備

1. 医療計画策定サイクルの見直し
現在計画:5年(H25~H29)
H30年度以降:6年(介護保険事業支援計画との計画期間の整合を図る)

2. 看護師需給見通しの見直し
現在計画:5年(H23~H27)
医療計画期間との整合を図るため、H28~H29までの2カ年計画を策定後、H30以降の6カ年計画を策定予定
※それぞれ、記載した目標を実現するための施策を実施

○ 居宅等における医療の提供に関する事業

- ・在宅医療推進協議会の設置・運営
- ・在宅医療の人材育成のための研修の実施
- ・訪問看護ステーションへの支援
- ・在宅歯科医療を推進するための体制整備 など

医療従事者の確保・養成

【医療計画より】
医療関係の人材確保と資質の向上
・医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、その他医療従事者の確保 など

○ 医療従事者の確保に関する事業

- ・医師の地域偏在・診療科偏在対策のための事業
- ・女性医療従事者の離職防止や再就業の促進
- ・看護職員の人材育成のための研修の実施
- ・歯科衛生士、理学療法士の確保対策
- ・医療従事者の勤務環境改善のための事業 など